

大川広域行政組合消防署の組織に関する規程

〔平成 5年 2月16日〕  
訓 令 第 1 号

改正 平成 7年 3月20日訓令第 2号 平成 8年 3月12日訓令第 2号  
平成11年 3月31日訓令第 2号 平成12年 3月27日訓令第 4号  
平成16年 3月29日訓令第 8号 平成18年 9月29日訓令第15号  
平成19年 3月29日訓令第 7号 平成22年 3月25日訓令第 3号  
平成31年 1月22日訓令第 1号

消防署の組織に関する規程（昭和51年大川地区広域行政振興整備事務組合訓令第2号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第10条第2項の規定に基づき、消防署（以下「署」という。）の組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 署に別表に掲げる分署及び係を置く。

（分掌事務）

第3条 前条の係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 管理係

- ア 事務事業等の計画及び総合調整に関すること。
- イ 署員の配置、進退、賞罰その他身分に関すること。
- ウ 署員の服務教養に関すること。
- エ 公印の保管に関すること。
- オ 文書の收受及び発送に関すること。
- カ 職員の福利厚生、衛生及び安全管理に関すること。
- キ 消防施設の管理に関すること。
- ク 物品の請求出納に関すること。
- ケ 各種証明に関すること。
- コ 署員の教育、訓練に関すること。
- サ 署員の非常招集に関すること。
- シ 消防の広報に関すること。
- ス 署内庶務及び他の係に属さない事務に関すること。

(2) 予防係

- ア 予防査察に関すること。
- イ 予防条例関係届出の事務処理に関すること。
- ウ 防火対象物の指導に関すること。

- エ 催物開催届出の処理に関する事。
  - オ その他、火災予防に関する事。
- (3) 消防第1係・第2係
- ア 水火災その他災害の警戒、対策及び活動に関する事。
  - イ 救助業務に関する事。
  - ウ 警防対策及び訓練演習に関する事。
  - エ 消防水利の点検に関する事。
  - オ 防火対象物の防火訓練指導に関する事。
  - カ 消防機械器具の整備管理に関する事。
  - キ その他、消防に関する事。
- (4) 救助第1係・第2係
- ア 災害の防ぎよ及び人命救助に関する事。
  - イ 救助技術の研究、指導及び講習に関する事。
  - ウ 救助資機材の研究及び開発に関する事。
  - エ 救助機械器具の維持管理に関する事。
  - オ 救助訓練に関する事。
  - カ 救助統計に関する事。
  - キ その他、救助に関する事。
- (5) 救急第1係・第2係
- ア 救急活動に関する事。
  - イ 救急医療機関との連絡に関する事。
  - ウ 救急統計及び報告に関する事。
  - エ 救急車、救急器具の管理に関する事。
  - オ 応急手当の普及及び啓発に関する事。
  - カ その他、救急に関する事。

(職及び階級)

第4条 署に署長、副署長及び署長補佐、分署に分署長、分署長補佐、係に係長を置く。

2 署に主幹、副主幹、主査及び主任を置くことができる。

3 **署長は消防司令長又は消防司令の階級、副署長**、主幹及び分署長は消防司令の階級、署長補佐、分署長補佐及び副主幹は消防司令補の階級、係長及び主査は消防士長又は消防副士長の階級、主任は消防副士長の階級にある者のうちからこれに充てる。

(職務及び職務代理)

第5条 署長は、消防長の命を受け、管轄区域における署の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

2 副署長は、署長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 主幹は、上司の命を受け担任の事務を処理する。

4 分署長は、上司の命を受けそれぞれの分署の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

5 署長補佐は、上司の命を受けそれぞれの署の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

6 分署長補佐は、上司の命を受けそれぞれの分署の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

- 7 副主幹は、上司の命を受け担任の事務を処理する。
- 8 係長は、上司の命を受け係の事務を処理し、係員を指揮監督する。
- 9 主査及び主任は、上司の命を受け担任の事務を処理する。

(補則)

第6条 署長は、この規程について必要な事項を消防長の承認を得て別に定めることができる。

附 則

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月20日訓令第2号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月12日訓令第2号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月31日訓令第2号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月27日訓令第4号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月29日訓令第8号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月29日訓令第15号)

この訓令は、決裁日から施行し、平成18年6月14日から適用する。

附 則 (平成19年3月29日訓令第7号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月25日訓令第3号) 抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年1月22日訓令第1号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

署名	分署名	係名
大川広域東消防署		管理係
		予防係
		消防第1係・第2係
		救助第1係・第2係
		救急第1係・第2係
	大川広域東消防署白鳥分署	予防係
		消防第1係・第2係
		救急第1係・第2係
大川広域西消防署		管理係
		予防係
		消防第1係・第2係
		救助第1係・第2係
		救急第1係・第2係
	大川広域西消防署 寒川分署	予防係
		消防第1係・第2係
		救急第1係・第2係